

基本構想

1 まちづくりの姿勢と基本理念

(1) まちづくりの姿勢

様々な場面において、「市民が主役のまちづくり」を基本とした行政経営を実施し、市民の参画を進め、そのために必要な支援を行います。

市民が主役のまちづくり

(2) まちづくりの基本理念

「市民が主役のまちづくり」を進めるため、市民と行政の役割分担を明確化し、協働による自主性、自律性の高いまちづくりを推進していきます。そのための第一歩は、行政への参加であり、参加を通じて計画の立案に参画する段階へと進み、更には、自ら主体的にまちづくりを実践する協働（市民との協働、行政との協働）へとステップアップします。

また、まちづくりを進める際には、常に次の世代のことを考え、次の世代に誇れるような日本一魅力ある羽生市を目指します。

市民参加、市民参画、市民協働

次世代に引き継ぐ、次世代に誇れるまちづくり

2 将来都市像

(1) 将来都市像

将来都市像を、「羽生市まちづくり自治基本条例」の前文に掲げた

誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生

として、総合振興計画を定め、その実現に向けて総合的に推進します。

(2) 将来人口

本市の人口は減少傾向にあるものの、羽生市人口ビジョン（平成28年2月策定）に基づき、本計画の目標年度である平成39年度の将来人口を54,500人とします。

平成39年度の将来人口 **54,500人**

人口ビジョンの目指すべき人口

平成32年に 54,600人（平成22年比 3%減少）

平成52年に 51,700人（平成22年比 8%減少）

平成72年に 45,600人（平成22年比 19%減少）

本市の目指すべき人口(人) 指数は平成22年を1としたとき

| 平成22年 (実績) | 平成27年 | 平成32年 | 平成37年 | 平成42年 | 平成47年 | 平成52年 | 平成57年 | 平成62年 | 平成67年 | 平成72年 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 56,203 | 54,804 | 54,621 | 54,512 | 54,494 | 53,200 | 51,695 | 50,096 | 48,524 | 47,000 | 45,594 |
| 指数 | 0.9751 | 0.9719 | 0.9699 | 0.9696 | 0.9466 | 0.9198 | 0.8913 | 0.8634 | 0.8363 | 0.8112 |

注：羽生市人口ビジョンの「目指すべき人口」は、「羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、合計出生率の向上、人口の流入を見込んでいるため、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計とは異なる。

(3)土地利用構想

① 土地利用の基本的考え方

土地利用にあたっては、自然環境を保全しながら、市民の利便性・安全性・快適性の向上及び健康で文化的な生活環境の確保を図るため、農業・商業・工業のバランスのとれた振興と住環境の保全に資するよう、総合的かつ計画的に行うこととします。

② 土地利用構想

1 住居系ゾーン

良好な住宅地の保全・充実を図るとともに、空き家や未利用地等の有効利用を促進します。

岩瀬土地区画整理事業については、早期完了と、より魅力的な質の高い住宅地の形成を目指します。

2 商業系ゾーン

羽生駅及び市民プラザ周辺の商業地については、市民の日常生活の中心地として、居住、公益施設、商業・業務施設、交通アクセスなどの様々な都市機能をコンパクトに配置し、利便性の向上を図ります。

岩瀬土地区画整理事業地内の国道122号や南部幹線の沿道は、賑わいづくりや沿道サービスを目的とした施設の誘導を図ります。

3 工業系・流通系ゾーン

道路網や地理的優位性から、産業集積と企業誘致の実現性が高い羽生インターチェンジや広域幹線道路周辺の地域については、環境に配慮しながら製造・流通業務用地の整備を促進します。

また、既存工業地については、良好な操業環境の維持・保全を図りつつ、区域の拡張に向けた取り組みも進めます。

その他、企業誘致検討ラインとして、国道122号や国道125号バイパス、南部幹線の沿道のうち、農業振興や周辺環境との調和が図られる地域については、製造・流通業務の企業誘致を積極的に検討します。

4 農業共生ゾーン

優良農地については、その保全・整備を促進します。

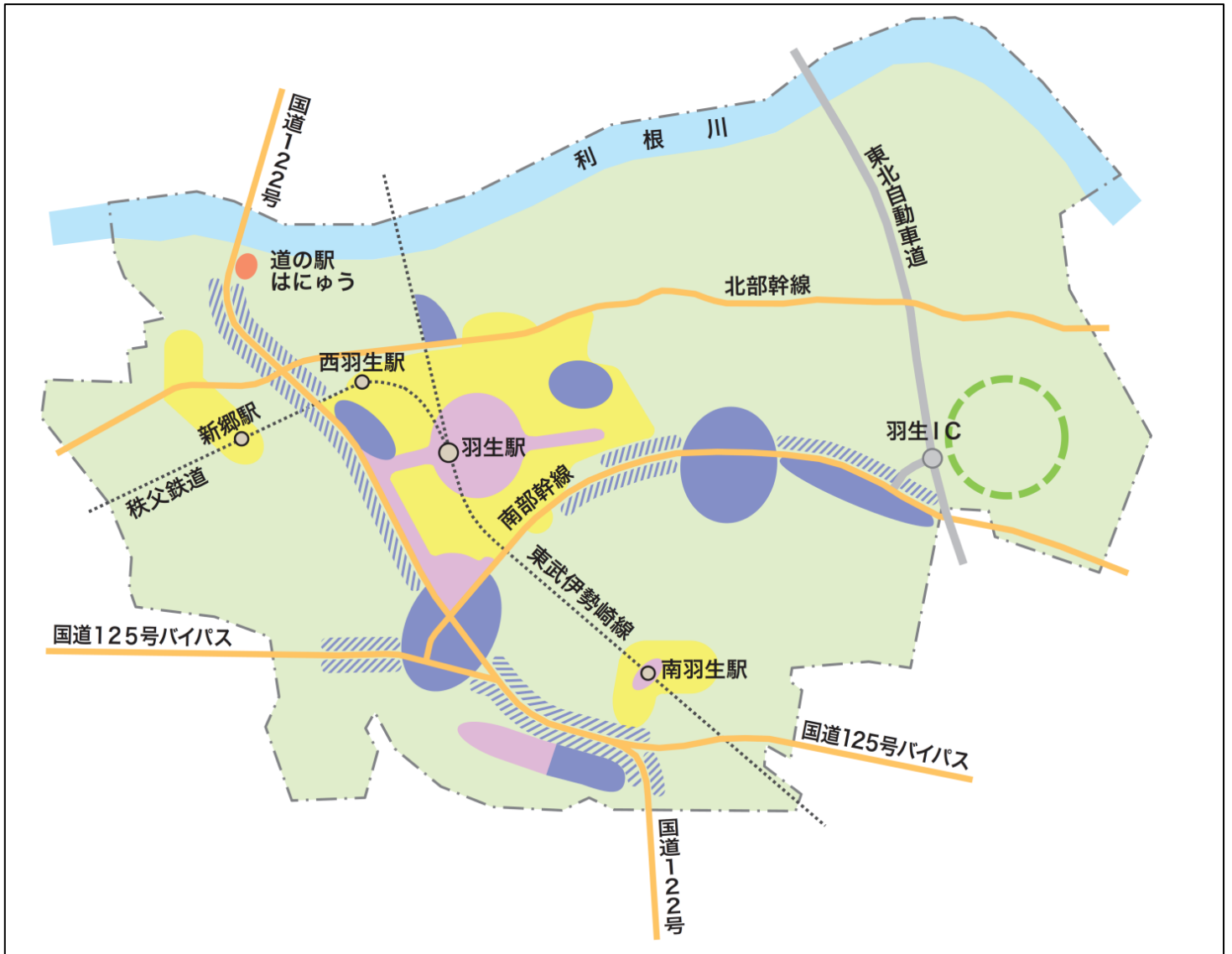
農村集落については、良好な景観を保全するとともに、道路等の生活環境の充実・維持に努めます。



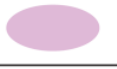



また、農業を通じた地域活性化のため、農村・観光交流エリアを核とし、農村と都市住民等の交流を促進します。

5 幹線道路

人の移動や産業活動を支える広域幹線道路網の整備を促進します。
また、南北、東西方向を連絡する市内幹線道路網の整備を進めます。

③ 土地利用構想図



| 凡 | | 例 | |
|---|---------|---|------------|
|  | 住居系ゾーン |  | 工業系・流通系ゾーン |
|  | 商業系ゾーン |  | 企業誘致検討ライン |
|  | 農業共生ゾーン |  | 農村・観光交流エリア |

3 施策の大綱

施策の基本的考え方を示す施策の大綱の柱立てを以下のとおりとします。

政策1 協働・文化

地域とともに生きるまちをつくる

政策2 子育て・教育

子どもを育て学びを高めるまちをつくる

政策3 福祉・健康

元気で助け合えるまちをつくる

政策4 安全・安心

いのちと暮らしを守るまちをつくる

政策5 産業・雇用

活気と魅力あるまちをつくる

政策6 都市基盤

インフラを整え生活を支えるまちをつくる

政策7 生活環境

きれいで自然を感じるまちをつくる

政策8 行政経営

健全な経営で自律するまちをつくる

政策1 協働・文化 ～地域とともに生きるまちをつくる～

- 羽生市まちづくり自治基本条例に基づき、「市民参加・市民参画・市民協働」を進めます。
- 自治会活動を支援しコミュニティの充実を図るとともに、市民活動団体との協働を推進します。
- 人権の尊重と男女共同参画を進め、誰もが活躍できるまちをつくります。
- 地域における多文化共生と国際交流を進めるとともに、伝統文化を伝え、新たな文化・芸術の創造を支援します。

政策2 子育て・教育 ～子どもを育て学びを高めるまちをつくる～

- 相談・支援体制を整え、子育てを包括的に支援し、保育サービスを充実します。
- 家庭教育を充実するとともに、子どもの「生きる力」を育むための「知・徳・体・コミュニケーション能力」の向上を図る義務教育を推進します。
- 高等教育機関等との連携を強化し、専門的な学びの機会をつくります。
- 社会の変化に対応して、生涯にわたり学び続けられる多様な学習機会を提供します。

政策3 福祉・健康 ～元気で助け合えるまちをつくる～

- 地域の助け合い・支え合いの仕組みづくり、担い手づくりを進めます。
- 障がい者、高齢者への支援を充実し、地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 社会保障制度を適正に運用し、生活困窮者の自立を支援します。
- 生涯にわたるスポーツを振興し、健康づくりを推進します。

政策4 安全・安心 ～いのちと暮らしを守るまちをつくる～

- 水害や地震等に対する防災や、火災・事故・病気に対する消防・救急・救助体制の充実を図ります。
- 地域医療体制の充実と市内医療機関との連携を強化します。
- 防犯、交通安全対策を市民、関係団体と協働して進めます。
- 消費者被害の防止と消費者に優しい地域体制をつくります。

政策5 産業・雇用 ～活気と魅力あるまちをつくる～

- 農業の多様な担い手の育成と確保を進め、農業生産基盤を整備し、都市と農村の交流を進めます。
- 商工団体との連携による賑わいづくりや、地場産業をはじめとする中小企業の振興を図るとともに、創業を支援します。
- 工業用地の創出と新たな企業誘致を推進するとともに、既存企業における市内での事業拡張の支援に取り組みます。
- 社会経済の変化に対応し、雇用の増加、就労の促進、勤労者の福祉を向上させます。
- 観光については、これまでの取り組みと人のつながりを生かし、常に新たな展開を図ります。
- シティプロモーションを展開し、特産品等のブランド化を進めます。

政策6 都市基盤 ～インフラを整え生活を支えるまちをつくる～

- 都市計画マスタープランに基づき、人口減少と高齢化に対応した既存市街地における「まちなか居住」を推進するとともに、郊外の集落機能を維持します。
- 道路、橋りょうや公園・緑地については、防災対策を踏まえた整備と、市民と協働した維持管理を行います。
- 上水道については、施設と設備の老朽化対策を行い、事業の効率化と経営の安定化を図ります。
- 高齢化や社会状況の変化に対応した移動手手段の確保に取り組みます。

政策7 生活環境 ～きれいで自然を感じるまちをつくる～

- ごみやし尿の処理体制の効率化を図り、市民とともにごみの減量化と排出抑制、再利用、再資源化を推進します。
- 下水道については、ストックマネジメントを推進し、事業の効率化と経営の安定化を図ります。
- 空き家や空き地対策を進め、公害を防止し、快適な環境を守ります。

政策8 行政経営 ～健全な経営で自律するまちをつくる～

- 全市・全庁的な危機管理体制の構築・充実を図ります。
- 財政基盤を強化し、持続可能な財政運営を行います。
- 公共施設等の安全で効率的な維持管理・適正配置を進めます。
- 情報通信技術（ICT）を活用し、行政情報の適正な公開とセキュリティの確保を徹底します。
- ICTなどの新技术を積極的に取り入れた行政経営の効率化、職員の人材育成及び周辺自治体をはじめとした広域連携を推進します。